

会社オーナーが持つ自社株についての隠れたリスク

～株式議決権についてのリスク対策の必要性和、その場合の助言機関活用について～

未上場のオーナー会社において、オーナーが突然の事故や病気で意思能力をなくしてから死亡するまでに相当な時間が経過する場合、オーナーが所有する自社株の株主権行使について難しい問題が生じる。

オーナーが死亡した場合は、相続が即時に始まるので、分割協議での相続争いや相続人による共同議決権行使の問題等が生じることはあっても、議決権行使そのものが法的にできないということはない。

しかし、生存のまま突然意思能力をなくしてしまうとやっかいである。本人は一切の法律行為をできなくなるわけで、一切の法律行為の中には自身が支配株主もしくは実質支配株主である会社の株式議決権行使も含まれる。つまり、この状態になると、配偶者や子などの法定相続人といえども、オーナーから委任状がでていないのであるから議決権を代理行使できない。オーナーの保有する株式議決権は、総会が招集されれば棄権扱いになってしまうので、その他の人の議決権次第ではオーナーの従来の本意あるいは利益に反する決議もなされうる。

※1, 発行済株数の過半をオーナー(単独)が保有する場合は定款上の定足数不足で総会不成立になる例が多いであろうが、過半に満たない場合には総会は成立して決議は有効になる。(不成立の場合は、裁判所に総会開催に替わる手続きを求めることになる。)オーナー単独では過半数を保有していない場合が最もリスクがあると言える。

※2, 意思能力欠缺が長期化する場合には、法定後見制度があるので関係者の申請によって裁判所から法定後見人が選任され、後見人が全ての法律行為をする。しかし、関係者が申請をする決断までに時間がかかり、申請してから選任までには数ヶ月かかるので、株式関係の権利行使にも空白期間が生じる。

実際に、オーナー社長が脳梗塞でこのような状態になって入院してから社会復帰するまでに、子飼いの専務によって社長改選決議、役員交替決議、退職金不支給決議、大幅な新株発行決議がおこなわれ、会社を完全に乗っ取られたケース(東京・N社)がある。

従って、然るべき規模以上の未上場会社のオーナーは、脳卒中や交通事故などで将来突然意思能力をなくす事態に備えて、信頼できる人(家族・法人を含む)を受任者として、そのような場合には受任者が自身に替わって「条件付きで、株式議決権を代理行使することを定めた長期委任契約」を交わしておく(更新しておく)のが危機対応として実は必須である。

ただし、この長期委任契約の内容については一工夫しておく必要がある。過去の実例を見ると、オーナーから信頼された受任者であっても、そのような場合オーナーに忠誠を尽くし続けるとは限らない。オーナーに再起不能の状況がみられると、オーナーと長く親交のあった受任者であっても新しい経営陣に近づいてゆくことが多いのが実情であり、同族関係の受任者の場合は委任された権限を自身の利益・支配力強化のために使ってしまうことが多い。

オーナーが用意したせっきやくの危機対応のための長期委任契約が、このような意外な結果になってしまうことを防ぐには、契約の内容について以下のように、代理行使の公正さを担保する保証措置を組み込む工夫をすることを是非勧めたい。

「株主総会議案に対する議決権行使等については、①受任者が受任者の判断だけで代理行使するのではなく、②助言業務を専門とする第三者と別途契約して助言を求め、書面による助言を得てそれを基に行使する、③その助言書面と行使実績書類は後日のために確実に保存することとする。」

※上場会社株式についての助言業務を行う会社は内外に大手数社が存在するが、未上場会社株式について助言業務を専門におこなっている機関としては一般社団法人日本企業承継監理機構(大阪市)がある。同社では、オーナー目線での助言をおこなっている。

未上場会社オーナーは、たとえ若い人、健康な人であってもすべからず、このような条項を含んだ長期委任契約(3年ごとなど更新)を結んでおくことが、万一の時にもオーナーシップを守るための危機対応として必要だろう。

勝司法書士法人代表 司法書士 勝 猛一
(監修 大阪弁護士会 弁護士 宮崎裕二)